



## 「宇城市男女が共に輝く地域づくり事業」が終了

「町に文化の風を」をテーマに、風の館・塩屋を復興し、文化交流活動に取り組んでいる小川町の主婦グループ「風の会」。この風の会が、内閣府・男女共同参画局の目に留まり、「地域活性化事例研究事業」が輝く地域づくりのモデルとして選定され、一年が経ちました。

この間、風の会・県・小川町商工会などの地元関係者による実行委員会を組織し、文化事業・「まちの案内人」育成事業・交流事業を展開してきました。

### 「まちの案内人」スタート

この一年間の事業成果をお披露目するため、1月22日に「まちの案内人」スタート記念ウォーキング大会を開催。阿曾田清市長から認定証を授



「まちの案内人」による名所史跡の説明

与された「まちの案内人」がガイド役を務め、市内外から約80人の参加者が神社仏閣やコミュニティハウス「まちや」などの名所史跡巡りを楽しみました。

## パートナーシップのためのキーワード講座

Q 「セクシュアル・ハラスメント」って？

A セクシュアル・ハラスメント(略してセクハラ)とは、「相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をし難く、または一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させること」です。

過去には男女間の個人的なトラブルとみなされがちでしたが、改正男女雇用機会均等法(1999年4月施行)の第21条では、セクハラ防止は事業主の雇用管理上の配慮義務と定められました。

これにより事業主は従業員に対する防止のための研修などの意識付け、発生した際の相談窓口の設置などに取り組むことが求められるようになります。



### セクハラ防止のため市職員が研修

2月4日(土)、ウイングまつばせ文化ホールで、職場におけるセクハラを防止するため、市職員(非常勤・臨時職員含む)全員を対象に研修会を開催しました。参加者約700人。講師は21世紀職業財団・専任講師西平茂子さんと、「セクシュアルハラスメントのない職場づくり」と題して講演。参加者からは「職場内の個人的な交際」「相談体制」などについて意見や質問が出されました。



とつこく尋ねる  
・女性だけにお茶くみやコピーを強要する  
・「おばさん」「○○ちゃん」と呼ぶなど、女性蔑視の態度をとる

むことが求められるようになります。  
【セクハラ例】  
○対価型…性的な言動への対応により、労働条件などに不利益を受けるような場合。  
・上司の性的な要求を拒んだために、配置転換される  
・上司から身体を触られたので抗議すると、降格される  
○環境型…性的な言動により、女性労働者の就業環境が害されるような場合。  
・「結婚は?」「子どもは?」

## 国民年金は「口座振替」がお得です

1カ月早く納めると、毎月の保険料が割引(平成18年度は50円)となる早割(当月末振替)制度が昨年4月から始まりました。これに伴い、1年前納・半年前納についても、納付書(現金)で納めるよりもお得になりました。  
※1年前納の引き落としは毎年4月末日ですが、休日の場合は翌営業日となります(平成18年度は5月1日です)。

	1年前納		半年前納		毎月納付	
	口座振替	納付書	口座振替	納付書	口座振替による早割	納付書
割引額	3,490円	2,950円	940円	680円	600円	ありません
1年間(半年間)の保険料	162,830円	163,370円	82,220円	82,480円	165,720円	166,320円

Q 新規で口座振替を申し込みたい。

A 口座振替の新規お申し込みや振替方法の変更をご希望の方は、口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてください。

Q 「1年前納」や「半年前納」を申し込みたい。

A 3月上旬までに金融機関・郵便局の窓口でお申し込みください。それ以降をご希望の場合は、社会保険事務所にご相談ください。

問合せ先  
熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500 市役所市民課国保年金係 ☎32-1111(内線153)

Q 納付書で前納したい。

A 毎年4月上旬に送付される国民年金保険料納付案内書につづられている前納用納付書で納付してください。また年度途中でも、お申し込みの月から翌年3月まで、まとめて支払うことができます。お早目に社会保険事務所にご連絡ください(割引額はお申し込みの月によって異なります)。



みんなで学ぼう

# ピンけん

生涯学習課  
人権教育係  
☎33-1240  
(内線332)

## 「女性差別」

女性差別がおこる原因の一つには社会通念として持たされている「女性は結婚して家庭内の事をすべきだ」という考えがあります。

現代社会においては、女性がいろいろな分野に参加することが、社会的に受け入れられています。このことから男女平等の理念を否定する人はいないと思いますが、まだまだ「女のくせに」「女には無理だ」などの考えも残っています。

このような事は女性を一人前の存在と認めていないからではないでしょうか。セクハラの問題も共通しています。多くの女性たちがセクハラに悩んでいることは確かです。このセクハラ

は言動のみではなく、女性を職場における対等なパートナーとは見ず、女性差別的な意識に基づくものであり、両性の平等(憲法14条・24条)に明らかに反する行為です。

現在の社会には、部落差別や在日韓国・朝鮮人差別、障害者差別など、社会的不利益を受け、人権が十分保障されていない問題があります。

今、このような事に気づき、さまざまな不合理な差別をなくすため行動していく事が求められています。

差別を自分の子や孫に残さないためにも学習を積み重ねる必要があるのではないのでしょうか。